

【目 次】

第1章 宇治市地域福祉計画について	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制と策定手法	3
5 地域福祉推進における基本的活動エリア	4
第2章 宇治市の地域福祉をとりまく環境と課題	5
1 第1期計画期間中の状況	5
2 宇治市の概況	6
(1) 人口（年齢4区分別人口）	6
(2) 人口動態	7
(3) 世帯の構造と動向（世帯数、世帯人員数）	8
(4) 一人暮らし高齢者	9
(5) 障害者手帳の交付状況	9
(6) 将来人口推計	10
3 地域福祉の現状と課題	11
(1) 各種アンケート調査結果及び地域懇談会のまとめ	11
(2) 第1期計画の主な成果と課題～地域福祉推進のプログラムに照らして～	14
第3章 第2期計画の基本的な考え方	17
1 第2期計画の基本理念	17
2 地域福祉推進の基本的視点	17
第4章 第2期計画の実施に向けて	18
1 地域福祉推進の指針	18
2 第2期計画の体系図	19
3 地域福祉推進のプログラム	21
4 第2期計画における重点取り組み項目	29
第5章 地域福祉推進の体制	31
1 地域福祉推進の役割	31
2 第2期計画の進行管理	32
3 宇治市地域福祉計画推進会議の設置	33
4 関係機関・団体等との連携	33
5 部門別計画との連携	33
6 市社協への活動支援	33

資料編	34
「くらしと地域福祉に関するアンケート」調査結果	35
各種団体・事業者等に対する地域福祉に関するアンケート調査結果	57
「いきいき福祉 ふれあいのつどい」(地域懇談会)での意見	59
小学校区別基本データ	61
宇治市地域福祉推進委員会設置規程	107
宇治市地域福祉推進委員会名簿	108
宇治市地域福祉推進委員会計画策定作業部会設置要項	109
宇治市地域福祉推進委員会計画策定作業部会名簿	110
宇治市地域福祉計画推進会議設置要項	111
計画策定の経過	113
用語解説	115

～本計画の本文中の注意点について～

1. *印について

本文中、*印が付いている用語については、資料編に用語解説があります。

2. 「障害」の表記について

近年、「害」の字が入っているのは好ましくないとして、「障害者」や「障がい者」といった表記を使用する場合がありますが、「第 26 回障がい者制度改革推進会議」(平成 22 年 11 月 22 日開催、内閣府所管)において、法令などにおける「障害」の表記の在り方について、「当面、現状の『障害』を用いる」との見解が示されたことから、本計画においても「障害」の表記を用いることとし、今後の国の動向により、必要に応じて表記の変更等について検討を行います。